

青森市駐車場事業特別会計における消費税及び地方消費税の未申告について

1 経過

駐車場事業特別会計（青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場、青森市文化会館地下駐車場、青森市民ホール駐車場）について、これまで課税売上高（駐車場使用料、行政財産目的外使用料等）が課税仕入高（委託料、光熱水費等）を下回っていたことから、消費税の納税義務はないと認識し申告を行っていなかったが、インボイス制度（令和 5 年 10 月から開始）による消費税に対する考え方について税務署に確認したところ、令和 5 年 12 月に消費税の申告及び納税義務があることが判明したものである。

なお、駐車場事業特別会計を設置した平成 21 年度から課税売上高が 10,000 千円を超えており、平成 23 年度から課税事業者として消費税の申告及び納税義務があったものである。

2 原因・対応

駐車場使用料等の課税売上高が 10,000 千円を超える場合には、消費税を申告し納税する義務が生じること、また、国や地方公共団体等の特別会計においては、仕入控除税額の計算の特例[※]があること、これらについての認識が不足していたことによるものである。

未申告判明後、税務署への相談により納税額の算定を行った結果、税法上、5 年遡って納税が必要であるため、平成 30 年度から令和 4 年度分までとして、11,536,200 円

（消費税 10,374,200 円、無申告加算税 517,500 円、延滞税 644,500 円）を、令和 6 年 2 月 15 日に税務署に納めるものである。

※仕入控除税額の計算の特例について

国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとされている。

本市の駐車場事業特別会計の場合、一般会計からの繰入金が特定収入に該当し、仕入控除税額の調整（減額）を行った結果、消費税の納税が必要になったものである。

$$\text{納付税額} = \boxed{\text{課税標準額（課税売上げ）に対する消費税額}} - \left[\boxed{\text{調整前の仕入控除税額}} - \boxed{\text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額}} \right]$$

3 再発防止

消費税制度や手続き方法等の把握を徹底するとともに、職員間で情報共有することにより、再発防止に取り組む。